

平成21年5月26日から
平成21年5月26日まで

標 茶 町 議 会
第 3 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町議会議場

平成21年標茶町議会第3回臨時会会議録目次

第1号（5月26日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定について	3
行政報告及び諸般報告	3
議長の常任委員辞任について	5
報告第3号 専決処分した事件の承認について	5
報告第4号 専決処分した事件の承認について	14
報告第5号 専決処分した事件の承認について	18
報告第6号 専決処分した事件の承認について	21
報告第7号 専決処分した事件の承認について	22
報告第8号 専決処分した事件の承認について	24
報告第9号 専決処分した事件の承認について	25
議案第32号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定 について	31
閉議の宣告	38
閉会の宣告	38

平成21年標茶町議会第3回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成21年5月26日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議長の常任委員辞任について
- 第 5 報告第 3号 専決処分した事件の承認について
- 第 6 報告第 4号 専決処分した事件の承認について
- 第 7 報告第 5号 専決処分した事件の承認について
- 第 8 報告第 6号 専決処分した事件の承認について
- 第 9 報告第 7号 専決処分した事件の承認について
- 第10 報告第 8号 専決処分した事件の承認について
- 第11 報告第 9号 専決処分した事件の承認について
- 第12 議案第32号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

○出席議員（15名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 田中進君 | 2番 黒沼俊幸君 |
| 3番 越善徹君 | 4番 伊藤淳一君 |
| 5番 菊地誠道君 | 6番 後藤勲君 |
| 8番 小野寺典男君 | 9番 末柄薫君 |
| 10番 館田賢治君 | 11番 深見迪君 |
| 12番 田中敏文君 | 13番 川村多美男君 |
| 14番 小林浩君 | 15番 平川昌昭君 |
| 16番 鈴木裕美君 | |

○欠席議員（1名）

- 7番 林博君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|------|-------|
| 町長 | 池田裕二君 |
| 副町長 | 及川直彦君 |
| 総務課長 | 玉手美男君 |

平成21年標茶町議会第3回臨時会会議録

企画財政課長	森山豊君
税務課長	高橋則義君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君
指導室長	川嶋和久君
社会教育課長	中居茂君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	服部重典君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(鈴木裕美君) ただいまから、平成21年標茶町議会第3回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員15名、欠席1名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長(鈴木裕美君) ただちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(鈴木裕美君) 日程第1。会議録署名議員の指名を議題といたします。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長から
15番・平川君、 1番・田中進君、 2番・黒沼君
を指名いたします。

◎会期決定について

- 議長(鈴木裕美君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(鈴木裕美君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を議題といたします。
町長から、本臨時会召集理由とあわせ、行政報告を求めます。
町長・池田君。

- 町長(池田裕二君)(登壇) 第3回臨時町議会の開催にあたり、その召集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の召集理由についてでございますが、過日、政府において閣議決定されました人事院勧告の内容に基づき、所要の処置を講ずるため、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について議決をいただきたいことと併せて、専決処分をいたしました平成20年度の標茶町一般会計予算、標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算、標茶町下水道事業特別会計予算、標茶町老人保健特別会計予算、標茶町介護保険事

業特別会計予算及び標茶町後期高齢者医療特別会計予算の6会計の補正予算並びに自動車事故による損害賠償についてご報告申し上げ、その承認をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

第2回臨時会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の一点について補足をいたします。

去る、5月4日と5日の2日間連続して発生しました林野火災についてご報告をいたします。

最初に、4日に発生しました林野火災についてであります。出火場所は、上沼幌地区の集会所西側牧野で、午後零時35分に火災通報があり、午後3時30分までの間、約7ヘクタールの牧草地を消失しましたが、人や家畜等に被害はありませんでした。一時は、強い風が一带に吹き付けたため、延焼拡大の恐れから自衛隊ヘリコプターによる消火活動を検討しておりましたが、幸い消火活動が功を奏し、火の勢いが衰えたためヘリコプターの出動要請を取りやめたところです。

出火原因は不明ですが、町では災害対策本部を設置し、待機要員を含め44名の町職員を動員しており、標茶消防署員・団員37名のほか警察署員を含めた総人数82名で対応に当たったところです。

次に、5日に発生しました林野火災についてですが、出火場所は、オソツベツ〇〇番地〇の中オソベツ〇〇〇〇氏宅から300メートルほど離れた敷地内で車両火災が発生し、その火が周囲の自然林伐採地に引火して延焼拡大したところです。午後零時53分に火災通報があり、午後3時35分までの間、約1.3ヘクタールの自然林を消失しましたが、人や家畜等に被害はありませんでした。

出火原因は調査中ですが、前日と同様、町では災害対策本部を設置し、待機要員を含め44名の町職員を動員しており、標茶消防署員・団員36名のほか警察署員を含めた総人数81名で対応にあたったところです。

両日の火災は、共に懸命な消火活動により最小限の焼損面積にとどめ、心配された立木への延焼も未然に防ぎ、無事消火活動を終了したことをご報告いたします。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

(議長 鈴木裕美君退席、副議長 平川昌昭君議長席に着席)

◎議長の常任委員の辞任

○副議長(平川昌昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4。議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。

鈴木議長から、議長は、その職席上、どの委員会にも出席する権限を有し、可否同数における採決権など、議長の固有の権限を考慮するとき、常任委員会に委員として所属することは、不相当であるとの理由により、厚生文教委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議長の厚生文教委員の辞任を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、鈴木議長の厚生文教委員の辞任を許可することに、決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

(副議長 平川昌昭君自席に着席、議長 鈴木裕美君議長席に着席)

◎報告第3号

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5。報告第3号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長(森山豊君) (登壇) 報告第3号の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、平成20年度標茶町一般会計補正予算(第6号)の専決処分であります。

歳出につきましては、各款・項にわたり経費節減に努めた結果、不用額が生じたものについて、決算に近い形で減額補正措置をさせていただくとともに、新たに追加の必要が生じたものにつきましても、措置させていただきました。

歳出の主な減額につきましては、重度心身障害者医療費640万6,000円、身体障害者厚生

医療給付費596万3,000円、農水受託事業で2,933万7,000円、中小企業資金貸付金で4,000万円、除雪委託料で3,010万2,000円などであります。

他会計の繰り出しにつままして減額するものは、病院事業会計負担金・補助金で1,000万円、老健特別会計で384万2,000円、後期高齢者医療特別会計で92万6,000円、下水道事業特別会計で537万3,000円となっており、追加といたしましては、国保特別会計で1,001万9,000円となっております。

基金の積立につまましては、備荒資金組合納付金で1億5,522万4,000円、町営住宅整備基金積立金で1,108万7,000円などを計上いたしました。

歳入につまましては、町税を初めとして、各種譲与税、交付金、地方交付税及び国道支出金、地方債等の補正を行ったところであります。

その結果、補正額1億570万4,000円を減額し、最終予算は103億2,511万2,000円となったところであります。

なお、繰越明許費として4事業があり、また、地方債につまましては、最終決定が1,250万円の減額となりましたので、あわせて補正を行ったところであります。

本件は緊急のため、議会を召集する時間的余裕がなかったため、3月31日をもって専決処分をさせていただきました。

趣旨ご理解を賜り、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

報告第3号、専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるというものであります。次ページであります。専決処分書。

平成20年度標茶町一般会計補正予算（第6号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

別紙、平成20年度標茶町一般会計補正予算書1ページをお開きください。

平成20年度標茶町一般会計補正予算（第6号）

平成20年度標茶町の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105,704千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,325,112千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明申し上げます。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

8ページをお開きください。

地方債であります。

起債の目的であります。1. 過疎対策事業であります。標茶中茶安別線道路改良で300千円の追加、虹別ふ化場線道路改良で300千円の減でありまして、限度額の増減はございません。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

以下につきましても同じでありますので、省略をさせていただきます。

2. 一般公共事業であります。農業農村整備で100千円の減、財源対策債等で2,000千円の追加、公園で15,000千円の追加で、補正前の限度額17,400千円に16,900千円を追加し、34,300千円とするものであります。

3. 臨時地方道整備事業ではふるさと農道緊急整備で700千円の減、地方特定道路整備で1,300千円の減、補正前の161,900千円から2,000千円を減額し、159,900千円とするものであります。

4. 学校教育施設整備事業は、補正前の限度額74,300千円から、小学校校舎防音事業7,300千円を減額し、67,000千円とするものであります。

5. 地域活性化事業では、限度額9,000千円から公園整備で2,600千円を減額し、6,400千円とするものであります。

7の災害援護資金貸付債につきましては、これについては先ほどの説明のとおり廃目となっております。すべて減額となります。

9. 一般補助施設整備等事業では、これについても皆減となっております。

合計で申し上げますが、補正前の額569,900千円から12,500千円を減額して557,400千円となるものであります。

61ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

合計で申し上げますが、当該年度中増減見込みですが、当該年度中起債見込額は、補正額12,500千円を減額して、補正後の額を557,400千円とするものあります。当該年度末現在高見込額につきましては、補正額12,500千円を減額し、補正後の額を9,521,106千円とするものであります。

以上で、報告第3号の内容説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、第1条、歳入・歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 36ページですね、母子父子福祉費112万4,000円の減額となっておりますが、主な要因と合わせて母子世帯数と父子世帯数を伺っておきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） ひとり親家庭医療費の減額につきましては、給付実績に基づくものですが、一つは国民健康保険等ですね、小学校入学しているものについても本人負担の軽減等がございます。それで給付実績が下がってきているのと、それから全般的に20年度につきましては、医療費総体そのものが全般的に少なくなっているという実績になっております。それで、母子父子の世帯数ですが、分けてはおりませんが、現在ひとり親家庭等の医療関係対象の人数につきましては、父母で85人、それから子供で136人ということでございます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 56ページの諸支出金の、今回災害の援護貸付金が皆減により廃止ということで、従前はずっと貸付金、災害について利用者がいたと思うのですが、今回の皆減となると、廃項となったその背景というのですか、この貸付金の廃止となった、もう少し詳しくお聞きしたいなど。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 災害援護資金の貸付金につきましては、これは条例に基づいて貸付を行うことになっております。その貸付申請がなかったということで、今回専決処分ですべて皆減という措置をとらせていただきました。これにつきましては、歳入の方でも貸付債ということでの歳入分につきましても、同じようなことで、理由で皆減ということとさせていただきますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 当然、年度当初になればまた、これは考え直して計画をされるということで解釈ですか。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 貸付につきましては、災害を受けた方から申請があがるということで、災害発生時以後ということになります。そういう面では、21年度につきましても当初予算では計上しておりますけれども、これは災害が発生した後に貸付申請があがるということで、計画的に貸付等を行うというものではございませんのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） ただね、条例でうたわれておりますから、当然、今年度は廃止に

なったということになれば、条例改正のほうにも当然そう考えられるのじゃないかと。ただ、今のご答弁では貸付者がいなくなったので廃項すると。そうすると、年度当初においては、何が起きるかわかりませんから、災害ですから。そういった面の考え方というのは、条例のほうにも改正するっていうこと。たとえば、標茶町では地域防災計画でね、そこにきちとうたっておりますから、そういった面、ちょっと廃項になっていると。じゃあ、年度当初では、何かことが起きてからそうなるのかっていう考え方で。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをいたします。

ただいま議員ご指摘のとおり、制度はずっと継続してございます。今般の部分についてあくまでも予算措置の問題でありまして、20年度にはその必要性がなかったので予算は残しておかないでゼロにさせてもらいたいという趣旨でありまして、当然4月1日からは21年度分で同様な処置を講じておりますから、そういう事情が発生した場合には21年度予算で対応出来るという理解でありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 基金の積立ですが、備荒資金組合のほうに納付された1億5,000万円、これ入れて現在で残高がどのくらいなったのかをお聞きをしておきたいと思ひます。

それから、病院のほうなのですが、非常に38ページの1,000万円からですね一般会計のほうに戻してくれてるわけですが、かなり努力したんだなという感じでおります。この1,000万円こうやって返せた基本的な考え方とですね、それからまた返してもらうことは、返してもらいたくなくて言うわけではないのですが、今はやっているですね新型のインフルエンザの関係、それらとの関係はどんなような対応になっているのか、合わせてお聞きをしておきたいと思ひます。

（「ちょっと待って」という声あり）

○10番（館田賢治君） それからですね、もう一つ農林課のほうにお聞きをしておきたいのですが、食材供給センターの関係なのですが、いわゆるここで43ページでですね、271万円ほど減額をして、非常に今度の食材のピルカでやる仕事についてはね、この次の人、いいうわさしか聞こえてこないわけでありまして。大変いいことだなあとは思ってはおります。それで、ここに出ている271万円の減額をした、いわゆる特定財源で30万7,000円と一般財源で240万3,000円ですか、これ減額してありますが、この内容はこの燃料費、光熱費の中にどんなようなかたちのなかで減額されているのかですね、これも合わせてお聞きをしておきたいと思ひます。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

平成20年度の末でありますけれども、備荒資金の残高であります、普通分と特別分を

合わせまして18億4,356万5,000円となっております。

○議長（鈴木裕美君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えをさせていただきますけれど、ご指摘のとおり今回の一般会計の繰出金の部分で1,000万円の減額補正をさせていただきました。この主な減額補正の要因といたしましては、やはりご案内のとおり、平成20年の7月から入院基本料15対1から13対1への移行、そして同年の11月から13対1から10対1への移行によりまして、大きく入院収益が伸びております。点数上でも300点ですから金額によりまして3,000円以上の15対1から10対1への差額がございますので、それ掛ける患者数ですので、平成19年度対比では約5,500万円の増収となっております。若干、外来収益につきましては、患者数の減少によりまして、対前年比900万円ほどの落ち込みがございましたが、その分入院収益でカバーしておりまして、そういうことで1,000万円の減額補正をさせていただいたと、あわせて病院を取り巻く環境的には、総務省のガイドラインも策定になっているということで、国のほうで不良債務、町立病院としては不良債務ございませんが、未処理欠損金の早期解消等もいわれておりまして、その分で1,000万円の一般会計繰出金の減額補正とあわせてまして、約2,800万円程の未処理欠損金の処理ということで、純利益を計上させていただいているところでございます。

それと、新型インフルエンザの対応でございますが、感染者も大体落ち着いてきたのかなという報道でございまして、この間、町のほうで対策会議を設置しまして、2回ほど会議を関係者が出席し開かれております。病院の関係につきましては、国・道からの指導のもと、その対策会議の中で確認をさせていただきまして、特に玄関にも来院患者さんに、しっかり見ていただくように、発熱のある患者さんにつきましては、感染国の渡航、またはその方々との接触者、また関西方面への滞在とですね、そういう経歴があった方については、保健所の方に設置しております発熱相談センターのほうにご連絡くださいと。よって町立病院のほうでは受診を出来ませんということで、立て看板を立てさせていただいております。情勢が変わればまたどんどんどんどん対策については推移していくと思いますが、院長以下十分連携をとりながら対応していこうということで確認をさせていただいているところでございます。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 食材施設費の補正のなかで11節需用費の部分について、内容についてお答えいたします。

こちらにつきましては、先ほど説明のなかにあったとおり、予算額とそれから支出実績の差額について、決算額に近づけるための減額補正をさせていただいております。

それで、燃料費につきましては重油代の支払いでございまして、これらについて差額については減額をすると、それから光熱水費についても同様なのですけれども、今年3月からですね、現在委託を引き受けてくださっている会社の方が、開業の準備に入るということで、人員を投入して実際に電気あるいは電話等使用している実態にあります。そういう

ことで、これまでも面積割合によって委託先からいただいていた分がありますので、それらを精査した結果ですね、財源内訳については一般財源が240万3,000円の減、それから特定財源については、これは委託先から貰う分なのですけれども、これは30万7,000円の減額となっているという内容でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） 10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 備荒資金組合の関係なのですけれども、特定と分けてちょっとお知らせしていただきたいなと思えます。

それと病院のほうの関係なのですが、非常に風邪もはやったりしておりますけれども、私もいろいろ体の調子で縁あって、町立のほうに月に1回くらいは顔を出すようになっていたのですが、なかなか機敏で対応が非常に良くなったなあという、そういう感じしております。新型の風邪の関係もですね、そういうなかでお話を聞いたわけですけれども、今事務長言われたようにですね、院長以下事務長、この対策だけはですねがちりと一つお願いをしておきたいなとこのように思えます。

それから食材供給センターの関係で、3月からいわゆる段取りにはいつている部分のその他の特定財源という理解でよろしいんですね。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

特定財源の減額につきましては、おっしゃるとおり、ご指摘のとおり3月の部分でいただいている分の差額でございます。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

備荒資金の残高の内訳でありますけれども、通常、災害等に使うとき、部分、これは普通部分でありますけれども、それが9,215万1,000円なります。それと、今回の剰余金の積立も含めまして純然たる積立としてある部分ですけれども、これは特別分でありますけれども13億5,141万4,000円あります。それと、ご承知のことだと思いますが、このなかに先ほど18億円と申し上げましたけれども、もう一つが病院会計からの借入が4億円あるということでございますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君） 40ページのごみ処理の部分で19節の補助の部分がかかなり減額になっておりますので、状況どのようなことなのかお伺いしたいと思えます。

それから、55ページの学校教育の整備基金の部分で、これにつきましても18節の部分の機器購入が170万円程当初予定されておりましたけれども、十数万円の執行になっておりますので、何か別なものに、別なものというかどうかどうだったのかお伺いしたいというふうに思えます。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 家庭ごみの減量化推進事業の補助の関係ですけれども、20年度につきましては、コンポスト・電気式合わせて13件の申請があり交付決定しております。内訳はコンポストが8件、電気式が5件ということでございますが、例年だいたい交付件数についてはこのくらいなのですが、そういう意味でいいますと、生ごみの減量化ということからすると私どもPRに努めてはいるのですが、まだそういう面では十分理解をしていただくということにはなっていないところもあるのかなと思ってます。ただ、コンポストにつきましては、対応年数等もありますので、補助の要件と従来最初のころは、たしか町内会等の団体での補助をしていたわけですが、最近は個人の申請に基づいての補助も、交付もしておりますので、そういう面では少しずつではありますが、その辺の補助要求の緩和と申しますか、そういうこともしながらですねやっております。電気式につきましても、町内一定の年数以上を居住しないとですね、もしくは居住する見込がないと補助対象としないというようなことでもございましたので、その辺は若干、今回条件を緩和しながらですね普及を図っていくということでの努力もしておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教育委員会管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

学校教育施設整備基金の備品ということで、減額が155万円ということで当初173万3,000円ほど計上しておりましたけど、実際に執行額が18万3,000円程度でございます。通常、基金によって備品が想定されるのはなかなかないですが、通常、学校教職員住宅のそれぞれ改修にあたって、風呂釜等あるいは備品の関係で備え付けの部分で、取り替えなくちゃならなくなるという部分が多々、多くありましたので計上しておりますけれども、20年度につきましては、教職員住宅の風呂釜の取替を3戸ほどしておまして、その分の執行のみで終わっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、第2条、繰越明許費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 社会福祉費の関係で、定額給付金から子育ての関係でお聞きしておきたいのですが、この件については、今年の2月、3月補正でやってまいりました。それで先ほど企画財政課長のほうからご説明があったんですが、255名がまだあれですよということのようですが、2月補正の段階で事務費入れて13億7,000万円くらいあったのかなと思うのですが、今回の繰り越しで1億3,000万円ですか、1億3,000万円繰り越すと、

約繰り越しするということですから、1,000万円近いものは事務費ですか。なんかそのくらいなるのかどうか分かりませんが、この歳入のところで質問しませんでしたけれども、補助金の事務費の減額だとか、それから歳出のほうに出ておりますが、との関係はこの減額補助金の関係とのここに出ている数字との関わりはどのようなふうになるのでしょうか。

ちょっとまってね。ちょっと。

それと、子育ての関係でも聞いておきたいと思います。

子育てのほうの関係では、475万円というこの繰越明許になっておりますけれども、いわゆる2月、3月の補正で合わせますと476万1,000円くらいなるのかなと思うのですが、だとするとほとんど繰り越すということになるわけですが、今回この補正に出ている数字の関係とこれも合わせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

定額給付金に関する歳出の予算ですけれども、総額で1億3,900万円ほどになっておりますけれども、そのうち年度内に、先ほど申しあげました255名の給付の分、それから受付等に掛かった職員にかかる経費の分、それと需用費、それから送料等にかかる役務費、合わせまして約900万円ほどの支出をおこなってます。残りにつきましては、翌年の繰り越しで行うわけですけれども、あとその財源についてであります。先ほど補助金の部分でありますけれども、126万1,000円につきましては、一般財源からの持ち越しになりますけれども、それ以外につきましては、すべて国庫支出金ということになってございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 子育て応援特別手当の関係でございますが、2月、3月の補正で総額476万1,000円を精査していただいております。そのうち手当の支給額そのものにつきましては、468万円を予算措置させていただいております。ご指摘のように476万1,000円のうち、今回475万円を繰り越すということで1万1,000円につきましては事務費での20年度の支出ということになっております。現在は、対象子育て応援特別手当につきましては、支給そのものが3月中に出来ませんで、4月、5月に現在支給をしております。現在支給をした件数につきましては、対象人数117名中108名に対してすでに支給を終わっているという段階でございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第3号は、承認されました。

◎報告第4号

○議長(鈴木裕美君) 日程第6。報告第4号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君)(登壇) 報告第4号の内容について、ご説明いたします。

本件は、平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第5号)であります。歳出につきましては、保険給付費をはじめ各款の精査を行い、歳入につきましては、保険税及び国道支出金等の特定財源を精査し、なお、不足する財源につきましては、町長の政策により、一般会計からの繰入金を行い収支の均衡を図り、補正予算(第5号)として、予算措置をさせていただいたものでございます。

本件につきましては、議会を招集する時間がなかったことから平成21年3月31日付けで専決処分をさせていただきましたので、ご報告を申し上げ、ご承認賜りますようお願いいたします。

以下、内容についてご説明いたします。

報告第4号。

専決処分した事件の承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次ページへまいります。

専決処分書。

平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第5号)は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

それでは別紙予算書に基づきまして、説明をしたいと思います。

1ページをお開き願います。

平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第5号）。

平成20年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ180,506千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,155,006千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従って説明をさせていただきます。

11ページをお開き願います。

（以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略）

2ページをお開き願います。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第4号の内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

歳入・歳出予算の補正。歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 歳入ですね、一つだけお聞きしておきたいと思うのですが、国庫補助金、1億8,000万円からですね減額補正の中で、国庫補助金が9,100万円から減額をされております。そしてこの、いわゆる国民健康保険全体をみますとですね、非常に結論からいうと私はすごく立派にできてるなあと、今年はよかったなあと、こういう感じをもってます。前年度からみたら、持ち出しも最終的には8,400万円くらいで終わるかなと、こういうことですから担当課の努力がここに出ているのかなと思います。

そこで、この補助金ですね削減されたということは、これ何が理由でこういうふうになったのでしょうか。この一点お聞きしておきたいと思うのです。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 国庫支出金のうち、今回国庫支出金1億8,437万4,000円を減額しておりますけども、このうち半分の療養給付負担金につきましては9,272万4,000円ということで、これにつきましては、国の義務的な負担金でございます。現在、保険給付費トータルの、簡単に言いますと100分の34ということで、これは義務的なもので、これ

は保険給付が1億8,000万円ほど下がっておりますので、これに対する減額ということで、これはルールどおりに負担していただいたものというふうに考えております。ただ、2項の国庫補助金の財政調整交付金につきましては、私どもも財政調整交付金の性格からいいますと、特に今年急になったということについては、私どもちょっと理解が出来かねている部分がございます。これにつきましては、釧路支庁通じてですね、今年に限ってのことなのか、私ども計算式に基づいて計算した額にはなっていないということもございますので、この辺につきましては、また問い合わせをしながらですね、確保には努めていきたいと思っておりますけれども、今のところ釧路支庁の担当課に減額理由についてお聞きをしておりますけれども、明確なお答えは現在のところ、まだ、いただいてないということですのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 理由はわかりましたけれども、わからない訳ですから、出来るだけわかるようにしてお金をもらえらるようなことで努力をしていただければですね、なおまた一層いいのかなと思っておりますけれども、なかなかわからないところが今いいのかわかりませんが、そのうちわかってですね、お金がくることを期待しておりますので、担当としてその道、努力をしていただきたいなと思っております。

答弁を求めます。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 今、お答えもしましたし、財政調整交付金の大幅な減額につきましては、今後ともなぜ下がったのかということも含めてですね、道、国通じてきちっとした理由をいただきたいと思っておりますし、これらの国保事業を運営する上で必要不可欠な財源となっておりますので、この確保については引き続き努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 館田さんとダブル部分があると思うのですが、

（何かいう声あり）

○11番（深見 迪君） この政策的繰入金を今回3,000万円したというのはね、一つはそれを補てんするためにしたのかどうかということで理解していいのかどうか一点で、それから国保補助金のこの結果というのはね、9割近い減ですよ。そうすると来年度の予算もね、これほど大きくはないですけれども見越してるので、看過できない減額ですよ。いつ頃ねこれがはっきりするのかね、どういう、何て言うのですか経路ではっきりするのかね、どうもこう理解できないのですよね。すごい15兆円もの増額補正とかやっというてね、一方でこういうところ、目立たないように削っていくというのはね考えられないので、摩訶不思議な形になっているのでね、その辺もうちょっとわかれば説明していただきたいですが。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 総合的にちょっとご説明したいと思えますけれども、一つは療養給付費なのですけれども、これにつきまして医療費の動向でそれに基づいて一定の割合が給付されるということに。従いまして、当初見込みで、医療費の見込みをどの程度立てるかというのが一つあります。ただ、この間、後期高齢者の部分が道段階で1本というかたちで、そのスケールメリット分がですね、どの程度あるのかというのが20年度予算でいうとなかなか見えなかった部分があるというのも事実であります。それともう一つは調整交付金との関係ですけれども、これは医療費に対応して被保険者の国保加入者の方々の所得がどうなるかということの割合でいきます。従いまして、これも正直いうと確定するのが7月段階、7月1日でおおよそ確定しますけれども、基本的にはこれも推測で、予算作っているのは1月の末くらいですから、それを全部推測で計算をしなければならないということ推測でしていると。ほぼ確定するであろうというのは、年度の半分くらい推移した時期をみると11月ぐらいが、今年度はこの程度になるのではないかと推測がついてですね、ちょうど今時期がその年、年度の最終確認がとれるという状態。いわゆる普通調整交付金あるいは税の問題とですね、一定割合ずつこれは理論的には国が負担する部分、療養給付費で負担する部分、財政調整する部分、それを除いた部分を税で徴収するという方式になっています。基本的にはこの3仕組みのなかで、税を間違いなくとることが一番大事だということなのですが、今、議員のほうに一番最後のほうに質問出てきている部分で、一般会計の繰入問題があります。これは繰入もルール分とローカルルール分ということで、住民課長から説明あったように、特に政策で本来は税で徴収しなければならない部分を、結局ローカルルール分ということで、ルール分以外に一般会計で負担している部分あります。これが20年度でいうと3,000万円、今回計上して3,000万円、当初予算で1,000円でしかみてませんから3,000万円新たに追加しています。今年のルール分が3,000万円、その他含めると約8,500万円が一般会計の繰出しになります。平成19年度でみるとローカルルール分が4,040万円ちょっと。それから総額でいうと1億2,500万円からの一般会計繰出ししています。これが8,590万円、約8,500万円に下がっています。これローカルルール分の1,000万円下がってますし、それからルール分でもそれなりに下がっているということで、一番先に言いましたスケールメリットの分、いわゆる後期高齢者の医療の部分が全道一つになってその分が国保から抜けてってますので、そのこと含めて構造がですね、この後期高齢者が出来る前と構図がちょっと若干変化を起こしているなという見方になるかと。その部分先ほど住民課長は明確なのが国からもまだ示されていませんし、20年度、21年度、23年くらい過ぎるとほぼどういう形になって推移するか、内訳がですね、するかというのは確定というか、ほぼ一定化するのではないかなと思います。先ほど住民課長のほうからの答弁で、まだ抑えきれない部分というのは、たしかそこのところの説明かと思えます。そういう意味でご理解いただければありがたいなと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第4号は、承認されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

◎報告第5号

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7。報告第5号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

水道課長・妹尾君。

○水道課長(妹尾茂樹君)(登壇) 報告第5号の内容について、ご説明いたします。

本件は、平成20年度標茶町下水道事業特別会計補正予算(第4号)であります。歳出につきましては、総務費、公共下水道事業費、公債費の精査を行い、不用額について減額、歳入につきましては、国庫補助金の細節の組替え、消費税及び地方消費税還付金と発生品売却収益の追加、並びに一般会計繰入金と起債の減額をさせていただいたものでございます。

本件につきましては、議会を招集する暇がなかったことから平成21年3月31日付けで専決処分をさせていただきましたので、ご報告を申し上げ、ご承認賜りますようお願いいたします。

以下、内容についてご説明いたします。

報告第5号。

専決処分した事件の承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次のページへまいります。

専決処分書。

平成20年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、内容について補正予算書に従い、説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

平成20年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

平成20年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,839千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ886,675千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

9 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略）

2 ページをお開きください。

2 ページ、3 ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

第2表 地方債補正

起債の目的、1. 公共下水道事業、補正後の限度額は500千円を減額し355,700千円、2. 特定環境保全公共下水道事業、補正後の限度額は500千円を減額し8,800千円です。起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。合計では補正前の限度額383,600千円に対して、1,000千円を減額し382,600千円とするものです。

11ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書でございますが、合計で申し上げます。当該年度中増減見込の、当該年度中起債見込額を1,000千円減額し補正後の額を382,600千円とするもので、当該年度末現在高見込額につきましては1,000千円を減額し補正後の額は3,903,206千円となります。

以上で、報告第5号の内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに第1条、歳入・歳出予算の補正。歳出一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、歳入、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

15番・平川君。

○15番(平川昌昭君) 先ほど説明伺ったのですが、諸収入の雑入のところでですね153万4,000円が消費税の還付金と更新時に伴う売却収益ということですけど、この内訳、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) 水道課長・妹尾君。

○水道課長(妹尾茂樹君) お答えいたします。

税のほうは150万614円でございます。それと、売掛金収入が3万4,104円で、内訳といたしましては鉄関係が2,140キログラムで、それとケーブルの銅関係が350キログラムありまして、合計で3万4,104円となっております。

○議長(鈴木裕美君) 15番・平川君。

○15番(平川昌昭君) 当初予算では雑入につきましては、さほどみておりませんでした。が、150万円の還付金というのは当然毎年度発生してくるものですか。

○議長(鈴木裕美君) 水道課長・妹尾君。

○水道課長(妹尾茂樹君) 消費税の還付金につきましては、事業を行った場合に事業で消費税を払います。下水道事業会計の中でですね、そのほかにも例えば収入としては料金でも消費税をいただいたりしておりますけども、そういう中で過払いになった場合、全部調整いたしまして、工事に関わる部分で実際に入ってくるよりも多く支出した場合に、あとで還付金ということで戻ってくるということでございます。

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、第2条、地方債の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第5号は、承認されました。

◎報告第6号

○議長(鈴木裕美君) 日程第8。報告第6号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君)(登壇) 報告第6号の内容についてご説明申し上げます。

本件は、平成20年度標茶町老人保健特別会計補正予算(第2号)であります。老人保健医療費の精算に伴う歳入・歳出各款を精査し、補正予算(第2号)として、予算措置をさせていただいたものでございます。

本件につきましては、議会を招集する時間がなかったことから平成21年3月31日付けで専決処分をさせていただきましたので、ご報告申し上げ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

報告第6号。

専決処分した事件の承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

次ページへまいります。

専決処分書。

平成20年度標茶町老人保健特別会計補正予算(第2号)は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をする。

別紙予算書に基づきまして、ご説明をいたします。

1 ページをお開きください。

平成20年度標茶町老人保健特別会計補正予算(第2号)。

平成20年度標茶町の老人保健特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25,261千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,033千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従って説明させていただきます。

9 ページをお開き願います。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページをお開き願います。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第6号の内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

歳入・歳出予算の補正。歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） なければ、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第6号は、承認されました。

◎報告第7号

○議長（鈴木裕美君） 日程第9。報告第7号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 報告第7号の内容についてご説明申し上げます。

本件は、平成20年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。保険事業勘定の歳出予算の組替えでございまして、介護認定調査費及びサービス給付費の減額、国庫補助金返還金の追加で、補正予算（第4号）として、予算措置をさせていただいたものでございます。

本件につきましては、議会を招集する時間がなかったことから平成21年3月31日付けで専決処分をさせていただきましたので、ご報告を申し上げ、ご承認賜りますようお願いい

たします。

以下、内容についてご説明いたします。

報告第7号。

専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次ページへまいります。

専決処分書。

平成20年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、別紙予算書に従いまして、説明をさせていただきます。

1ページをお開き願います。

平成20年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）。

平成20年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳出予算補正」による。というものでございます。

以下、歳出予算補正事項別明細書に従いまして、説明させていただきます。

5ページをお開き願います。

（以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略）

2ページをお開き願います。

2ページの「第1表 保険事業勘定歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第7号の内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本件の審議に入ります。

これより、質疑を行います。

第1条、保険事業勘定歳出予算の補正、について一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第7号は、承認されました。

◎報告第8号

○議長（鈴木裕美君） 日程第10。報告第8号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 報告第8号の内容についてご説明申し上げます。

本件は、平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）であります。歳入では保険料の確定に伴う減額、歳出では納付金等を精査し、補正予算（第4号）として、予算措置をさせていただいたものであります。

本件につきましては、議会を招集する時間がなかったことから平成21年3月31日付けで専決処分をさせていただきましたので、ご報告を申し上げ、ご承認賜りますようお願いいたします。

以下、内容についてご説明いたします。

報告第8号。

専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次ページへまいります。

専決処分書。

平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、別紙予算書に基づきまして、説明をさせていただきます。

1ページをお開き願います。

平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）。

平成20年度標茶町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,598千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,178千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いまして説明させていただきます。

8ページをお開き願います。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページをお開き願います。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第8号の内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

歳入・歳出予算の補正。歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） なければ、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第8号は、承認されました。

◎報告第9号

○議長（鈴木裕美君） 日程第11。報告第9号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 報告第9号の内容について、ご説明いたします。

本件につきましては、先の第2回臨時議会行政報告並びに今回説明資料にもございますが、本年3月16日午後12時50分頃、降雨と融雪被害に伴います町道補修へ向かう途中の

町所有のグレーダが国道391号線と道道中標津標茶線の開運橋交差点を右折する際、除雪用のサイドウイングの接触によって、道道に設置されております大型標識柱と添架されております小型標識柱を破損させたものでございます。

復旧作業についてでございますが、道路管理者であります北海道の復旧命令に従い、町において復旧作業を行い5月18日道路管理者との引渡しを終えましたので、同日付けで専決処分をさせていただいたところであります。

なお、安全運転、安全作業の励行につきましては、より一層の努力を図りたいと考えております。

内容にまいります。

報告第9号。

専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次ページへまいります。

専決処分書。

平成21年3月16日発生の自動車事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償するものとする。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

記

1 としまして、損害賠償額 420,000円でございます。

2 相手方 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事高橋はるみ

平成21年5月18日

以上で、報告第9号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 今回は179条での処理、前回は180条によって処理しているのですが、こうやって続いているようですから、事故ですからいつどういうふうになるか我々自体も分からないわけですが、公共的な事故ですから町としてもですね、この事故防止のための今後の対策だとかいろんな考え方は、この事故を契機にして何か考えていらっしゃるのかどうか、お聞きしておきたいなと思います。

○議長（鈴木裕美君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 2月の事故に続きまして今回もこのような事態になりましたことを非常に申し訳なく思っております。

事故発生の報告を受けたのちですね、もちろん本人並びに仕事を同じくする人間で緊

急の安全会議を開きました。それから今後につきましても、個人の事故ではございますが、幸い人身等に及ばなかったということ踏まえまして、全体の課題としてですね、今後安全大会も含めてですね考えていきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君） 今、館田議員がお聞きになったのであれなんですけど、これは作業車の事故ということでね、役場にそれぞれ公用車・作業車含めて何台あったかちょっと記憶にないんですけども、それらについての例えば作業車であれば十分気をつけるという、その根拠となるような安全管理に伴う技術講習なり、そういうことを日ごろ行っているのか、あるいはもう一つは職員一般職の乗用等の運転に関わってですね、安全運転講習等どういうふうに行っているのかということと、もう一つはたまたま今まで、前回ですかこのことは触れていたんですけども、現実はどうゆう状況だったかということのなかでは、開運橋のところから右に曲がって左側の標識を破損したという状況は、非常にグレーダのサイドウイングがきちっと畳まされている状態だとそういうことあるのかなという技術的に私もわからないので、そういうことがもしあれば例えば歩行者がいれば歩行者に接触する可能性もあるのでないかなと。まったくそういう点では、もしそうだとあれば初歩的なそういう技術の問題だということも考えられますし、その一連のそういう対応策なり、日ごろの安全対策その時の状況についてお話を聞きたいなと思います。

○議長（鈴木裕美君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） まず、後段の状況でございますが、議員おっしゃったとおりですね釧路側から来まして、燃料を入れた後に茶安別・阿歴内方面に向かうために右折をいたしました。右折をして左側運転席の若干後方にサイドウイングが、いわゆる基本的に歩道等を除雪するためのサイドウイングでございますので、左側の後方についているものでございます。これにつきまして、もちろん移動中でございますので畳まされた状態でございます。夏場ですと、このサイドウイングが外されている状況になっているわけですけども、まだ冬期間のいわゆる雪解けと狭間ということで、サイドウイングをつけた状態で町道の補修作業に向かっていたという状況でございます。

右折した際にですね、運転者から見て駅側の方から乗用が一台走ってまいりまして、そして通常ですとそのままあまり意識を強くしなければ、結果論としては大事に至らなかったのかなあと思うんですけども、相手さんの運転者の方があまり重機のほうを意識されていないというふうにこちら側のオペレーターが判断してですね、通常の停止位置を目指してまっすぐ向かってこられた、これは違反している状況ではもちろんなくて、向かってきた状態に対しまして、うちのオペレーターのほうがちょっと意識をしすぎてしまったのかなと、私ども判断しておりますが、その時にいわゆる運転席から真横を見てサイドウイング見れるものでございませんで、若干後方に位置してるものですから、またグレーダにつきましては、ちょうど中折れでハンドルがきれる機械の真ん中で折れて方向転換するという

機種なものですから、いわゆる縁石のところのぎりぎりの所に設置されております大型標識柱に接触してしまったという状況でございます。

運転履歴につきましても、まだまだ経験豊富な専門のオペレーターという状況ではなかった臨時職員でございますが、それでも免許を取ってから、大型取ってから年数も経っておりますし、3年以上の経験ももっている人間でございます。運転の未熟さという点で言われると非常に苦しいところはございますが、私どもとしては十分安全に運転できる者だと思って運転させている者でございます。

講習等につきましてですが、これらにつきましては、除雪会議等に、これは全体の委託先の会社様を含めまして、集まっていただく機会がございます。これらの折にも警察のほうから、その時その時の担当課長さんをお招きをしておりますね、安全講習等、講話等をいただきその年の安全についてご講義いただいているような努力をしているところでございます。これに加えて先ほども申し上げましたとおり、今一度、日々のいわゆる毎日毎日朝打ち合わせを行っておりますので、作業前の打合せのときに重ねてこれも安全の対策についての話し合いを少しずつでも短い時間の中でも一生懸命やっていきたいと考えております。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 総体的な説明になろうかと思っておりますけども、まず一点はただいま担当課長のほうからも説明がありましたように、職場段階で各管理者に安全運転管理者のそれぞれ発令を行っております。この安全運転管理者が日常のいわゆる指導、運転の開始にあたっての指導、あるいは天候等の異常に伴うところの指導、あるいは毎月各職場で開催してます課内会議等での指導含めてそれぞれ実施をしているところであります。

また、職員全体につきましては、職員全体が集まる時に町長もしくは私のほうから必ずこの交通安全問題については、職員のほうに厳しくお願いを申し上げておりでありまして、どちらかというところ注意事項として、集まるたびにこのことについては求めています。

それからもう一つは議員のご質問の中の太い部分でないかと思っておりますけども、いわゆる安全運転講習の問題でありますけれども、これについては、今のところ全職員を交代で安全運転講習にまわすということはしておりません。ただ、毎年ではないですけれども、協会の方からいわゆるそれぞれの性格診断等の車を持ってくる。あるいは資格を持った方がですね職員の運転を、この辺の近所ですけれども、ぐるっと回って横に乗ってですね職員の運転の安全性についてチェックをしてもらおうと。そういうことも含めて毎年ではないですけれども、協会の方の時間の都合あるものですから、来ていただいてやっているものがございます。それから、積極的にこれは命令をかけて講習に回らなきゃならないというのは、私の記憶ではまだ1、2件しかありませんけども、再三、交通事故違反を起こす職員については強制的に運転免許試験場のほうに回して、こちらの試験場のほうにこの職員についてはこういう過去がございますと。従いまして何を指導すればいいか、あるいは運転されるのが可能かどうかということ含めてですね、ちょっと本人は運転免許証交付さ

れているのですけれど、どうも危険性が高いということの場合は、懲戒審査委員会をくぐった後ですね、そういう処置を講じております。

それから、一般的には違反、事故のあった場合については、自主的な報告にさせてます。いわゆる自己申告にさせてます。なぜかという、私どもで警察から情報を得ることが出来ませんから、あくまでも自主報告なのですが、自主報告までさせるということで、しない者について後でわかった場合には、加重してしまう、いわゆる懲罰の加重をかけることにしています。町民のほうから、本人からは報告ないけども、町民の方から通報があったとかなんとかという場合、調査をしてその場合にはあくまで加重をします。通常は事故がありました、あるいは違反がありましたという部分については、それぞれ審査をしてその中身で懲罰の処分を決めております。

その中身については、道が厳しく大幅に改正になってますので、一応それにならって本町も改正をして厳しく一応やっているところであります。

もう一つはこれは人身の問題と物の問題、公有財産の管理上の問題との考え方がありまして、公有財産にいわゆる大幅な、大幅であるか、大きな損害か小さな損害かというのはあまり議論の対象ではないですけど、どちらかという、故意に公有財産に損害を与えた場合、あるいは重大な過失によって損害を与えた場合については、私どもとしては、監査委員さんに対して監査請求をあげる運びになっております。これは例えば、一般的には故意とか重大な過失、重大な過失という、例えば飲酒運転するとか大幅なスピード違反をしたとかですね、誰からみても、懲戒審査委員会等で審査してどなたからみても、これはとんでもない話だというようなものについては、監査委員さんに監査請求をあげてですね、その公有財産の損害について、どういう本人に損害賠償請求をすればいいのか、あるいはそうでないのかということの判定をしていただく運びになっておりまして、これは今のところそういったことないですけども、制度としてはそういう形になってます。職員の中で、保険に入っているからそれは賠償させられなくていいのでないかという誤解がありますけれども、そうではなくて、これは場合によっては保険のほうでもですね、本人に重大な過失や故意があった場合には、保険会社が払う何ものもないですし、それを嘘でやってしまいますと、これはまさしく犯罪になりますから、いわゆる保険で払うのではなくて本人が払うべきだという話になりますので、その辺も含めて職員にちょっと誤解しないでほしいと、保険で入っているから我々が払う必要はないと、これは公有財産は我々のものでないと、我々のものという私たちが払うものでないという解釈は間違っているよと、あくまでもその財産の扱い方によっては、負担が伴いますよという話は最近ちょっとさせていただいてます。

先ほどもほかの議員からもありましたけれども、結果としては大半が過失、本人のうっかりミスとかですね、最近起きている部分、スピード違反もそうなのですが、同じ場所で結構捕まっている部分があるのですが、うっかりというのが非常に多くてですね、ちょっとそういう面では件数が一時多かったのですが、最近はかなり注意等がありまして減って

おります。

なお、この報告9号の職員については懲戒審査委員会で処分の決定を、今しておりますけれども、基本的には本来の懲戒処分、正規でいうところの懲戒処分に被害金額含めて多いものですから、単なる注意ではすまないことでその内容で今進んでおります。

以上であります。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

12番・田中敏文君。

○12番（田中敏文君） 縷々、副町長のほうからですねご説明あったのですが、この報告9号の資料をみるなかで、事故を起こした午後12時50分頃とありますので、この作業される方の昼休みの休息时间並びに午前午後の作業に対しての休息时间というのは大まかに就業規定か何かで決められているのか伺っておきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 時間的な部分でございますが、現場作業でございますので基本的には我々一般事務職の人間と同じようにですね、1時間休むようなスタイルでやっておりますが、現場作業の場合にはですね、チームでどうしても作業をしなければならないということもありまして、中のようにいわゆる30分交代でそれぞれが交代で休むというのは、業務の中身によっては不可能でございますので、チームで今日の仕事をやるといったときには、一斉に昼食時間を取ってですね、午後からの作業状況によって、それぞれ現場に何時までどういうふうな形で行くと、それに伴います、今回の場合に燃料を入れに行った関係がございまして、釧路側に向かったわけですが、それで帰りの部分で右折する必要があったということでございます。それぞれ現場の仕事内容によりましてですね、事実上はその前に燃料を入れたりとか、全体が1時なり、動くときには若干早く行動を起こす人間もいるというような状況かと思っております。あくまでも現場現場のその日の中で仕事を終えたいという、職員自らの形で朝打ち合わせして行動しておりますので、そのような昼休みの取り方をしているということでご理解賜りたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第9号は、承認されました。

◎議案第32号

○議長（鈴木裕美君） 日程第12。議案第32号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第32号の提案の趣旨並びに内容についてご説明をいたします。

本案につきましては、本年5月1日に人事院勧告が出されたことに伴い、勧告に従い6月の期末勤勉手当の改定が必要となりましたので提案するものです。

内容につきましては、民間企業における夏季一時金が前年に比べて大きく減少することが伺えることから、可能な限り民間の状況を反映させるとともに、また、12月期の手当で一年分を精算すると、大きな減額となること本年度は推測されることから、6月に支給する公務員の期末勤勉手当について、暫定的な措置として0.2カ月分の支給を凍結すべきとされたものです。

本町につきましても、勧告の内容に準拠することとして、一般職及びへき地保育所職員の期末勤勉手当の凍結と同様に、特別職の期末手当についても本年の6月支給に限り0.2カ月分を凍結するものとして条例提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第32号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページにまいります。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

7 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第16条第2項及び第17条第2項の規定の適用については、第16条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、第17条第2項中「100分の75.0」とあるのは「100分の70.0」とするもので、職員の期末手当を0.15カ月、勤勉手当を0.05カ月凍結するものです。

次に、（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第4号）の一部を次

のように改正する。

附則に次の1項を加える。

5 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の140」とするもので、特別職の期末手当を0.2カ月凍結するものです。

次に、(へき地保育所職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 へき地保育所職員の給与に関する条例(昭和44年標茶町条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第6条及び第7条の規定による、給与条例第16条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、給与条例第17条第2項中「100分の75.0」とあるのは「100分の70.0」とするもので、一般職の職員と同様期末手当を0.15カ月、勤勉手当を0.05カ月凍結するものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第32号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

9番・末柄君。

○9番(末柄 薫君) ただ今ご説明がありました。民間とのこの人事院勧告ですね、5月1日の、民間との差が非常に大きくなってきているということで、0.2カ月分凍結すると、そういう内容であったかと思いますが、今回の人事院の調査ですね、これ全体を調査したわけではなく20%ないし30%くらいの調査ということで、勧告してきたのだからということもありますけれども、どの程度の信ぴょう性があるのか、そういう疑問が出てくるわけですが、その辺をどのように捉えておったのかを伺いたいと思います。

またですね、もう少し待つと本勧告、8月に入ると本勧告がでてくるわけなのですが、これまで待っての改正という、そういう手立はなかったのか。

また、そうすることによって何かこう障害とかがでてくるのかどうかを伺いたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) 総務課長・玉手君。

○総務課長(玉手美男君) お答えをしたいと思います。

本年の人事院勧告が今回出されたということは、臨時勧告というかたちの形態で5月1日に出されたものであります。

従前でありまして、8月に勧告がされるというのが年に一度従前のかたちでございました。あまりにも、通年一万社以上の従業員の会社の調査をしてですね、3カ月にわたり調査をすることでございますが、今回の6月の夏季一時金についてはですね、かなりの

差があるということを知りて調べた結果でございます。2,700社の調査に及んでございます。4月7日から4月28日までの22日間の調査でございます。その中での回答が0.25カ月というふうに出ております。その回答率すらも今議員がおっしゃったとおり、率的には30%というお話でございましたが、そのぐらいの率でしか回収率がないと。ただ回収率があった部分について、ほぼ前年度を下回る、かなり下回るという状況にあると。回答が出ないということは、もう本当にいくら下げてもいいのかわからない状態だということの状況もですね、つかまえているようでございます。これらを考えたときに、今、6月に手当を格差の是正というか凍結をしておかなければ、このまま本勧告に入りますと、この上なく今の現状でいきますと、景気がよくなる状況にないということが伺えるというふうに、先ほど町長の説明の中にもありましたけども、状況的にはまだ上乘せをされるという状況のほうが強いと、もしくは手当だけでなくですね、本俸そのものについての影響も出てくるだろうという予測を当局はしているようでございますし、標茶町としても今やらなければ12月に今の部分、それから本勧告の上乗せの部分を一気にやると、職員のローン等ですね生活に大きな影響が出るという部分も実は考えての町長のご説明にあったかというふうに思っております。ましてや6月に遡及をしてですね12月部分を減額する措置は不利益不遡及の原則がございます。それは出来ないということになっておりますので、あくまでも6月で凍結をすると、今後続くという約束ではございません。今年度の6月に限ってですから、あと8月の本勧告をまって対応をしたいということでございます。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 今の説明もなんかよく分からない、誰の責任で民間のね冷え込みがあったのかと、その責任を負わなきゃならないという、よくわからなかったのですが、一応ね町長はね、人勧の文章のなかにあるようなね理由をねおっしゃいましたよね。それでいくつ私もこれについて提案されているわけで、態度はつきりさせなきゃならないので、これについてのやっぱりいくつか大事な質問をしたいと思うのですが、一つはね5月1日勧告でね6月1日実施だと、本当にこの短期間の中でね職員組合やあるいは職員とのね話し合い、これがね十分になされていたのか、そして内容でね理解をねきちっと職員組合もしくは職員の方々の理解はね、あったのかどうなのかというのをまずその様子を伺いたい。これが第一点。

それから、今回予定の24.5%の調査しか、これは自分が計算して出したのですが、出来なかったということなのですが、人事院勧告の中でも勧告文の中にはね、全体の約8割の従業員の夏季一時金が未定となっているという状況の中で勧告を行うわけでしょ。これも異例ですよ、今まででいえば。これは第二点目。そういう状況のなかで、削減案を提案する背景というのはね、そういう状況の中でこれは提案というのは妥当なのかどうなのかについてね、どの部分で妥当だというふうにお考えになったのか伺いたい。

三つ目ですが、これは具体的に聞きたいのですが、カット分は一般職で平均いくらぐらいになりますか。それから特別職も含めて職員全体でのカット分の総額はいくらになりますか。

四つ目ですが、今回の夏季一時金の削減でね、税金の問題もありますよね。税金減るでしょ。これの問題もありますが、地域経済の影響をね、どういうふうを考えておられますか。

最後ですが、総務省による地方自治体に対するね、私ね、指導統制のやれよというようなね総務省からのね何らかの示唆はねあったのかどうか、これ伺いたいのですよ。この勧告は勧告としてね、町が町内の情勢を見極めてね、地方自治のその主体性をね発揮する余地はね、さっき町長がね勧告に従って言ってましたけど、この部分でね、今、こういう経済状況のなかですから、いつもとは違うわけですから、だからその部分では、我々のこの自治体がね、これに対してまっすぐ今までどおり従うということではなくてね、自治体の主体性を発揮するというね余地は状況としてはないのかどうか、この五つについて伺いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 五点ばかりあったかというふうに思います。

最初に職員組合との関係でございますが、5月1日に勧告が出されるということについて、実はその事前の状況からは双方つかんでございました。職員組合とは正式に5月に入ってから交渉を実は行っております。これは、人件費の部分についてでございますが、必ず行うということでございますが、従前来て行っております勧告については、今までどおり準拠をするというかたちで組合のほうについても、ご理解をいただいたということで今回の提案になってございます。

続きまして、8割程度の調査等の回答は未定だというお話でございますが、8割の話についてもですね、実は下げたいのだけど、どれだけの幅で下げればいいのかということの話のほうが強いのというふうに聞いておりますので、下げないで上げるということはまったくなかったというふうに実は聞いてございます。下げるということになったときに、この時間差のないときに悩んでいるのだと、データーが出せないのだという話でございます。先ほど言いました3割程度の回答のあった部分については、大幅な減額ということが読み取れます。その中で0.2カ月が最低下げ幅だろうということで、一旦そこで凍結をする、という内容でございます。

三つ目として、カットの凍結の部分の金額の質問だと思いますが、一般職につきましてはですね、263名でございます。総額にしまして、1,500万円程度ということでありまして。大変申し訳ありません。2,200万円でございます。全体で2,200万円というふうに抑えていただきたいというふうに思います。特別職につきましては、40万円程度というふうになってございます。総体で2,200万円でございます。税金にしましての地域経済に与える影響につきましては、それぞれお買い物等の関係もございまして、それぞれ個人差がござ

いますので、この部分について、1名平均の金額でいきますと、7万3,000円程の職員に対する減額ということになります。その部分がい物のなかでどういう形で反映されていくという、それから税金の総額については、計算今、手元にございませんで出来かねますが、それらがどういう消費の影響を与えるのかというのはちょっと読み取れませんので、今日のところはご了承いただきたいというふうに思っております。

最後に、総務省からの指導等についてということをございませんですが、経済状況が悪い時期にあつて、今なおかつ、この状況で標茶町はやるのかという話をございませんですが、あくまでも人事院勧告、右上がりの状況で給料が上がる時の人事院勧告だけの受け入れでなくて、下がる時の人事院のダウンの部分についても、民間を準拠するという考え方については変わらないというふうになってございませんで、その点についてもご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 何点か補足させていただきたいと思ひますけども、まず、異例の判断をどうするかということなのですが、いわゆる今回出た勧告の中身がですね、大幅に例えば削減しなくてもいいのでないか、あるいは民間の削減率がそんなにいかないのではないかというふうな方向の異例と考えるか、もっともっと削減幅が大きくなるのでないかという異例として考えるのかね、その辺の、今回の扱いそのものは異例だという、異例ってことは今までなかったという意味で異例なのかと思うのですけども、情勢判断として異例をどういうふうに考えるかなということが一つあるかと思ひます。私どもの判断としては、日経新聞等でも民間の春闘の妥結状況がそれなりに報告されておりますけども、それからみても、多分これは私の範疇の責任での判断でありますけども、多分勧告よりはもっとひどい状態になっているというふうに判断をしております。それから、提案が妥当かどうかということ含めて、その辺もそういう事情もあろうかと思ひます。

それから、地域経済に与える影響なのですが、先ほど総額2,200万円、数十万円の話をしておりますけども、通常、大体私もそうでありましたけども、この手当の使い道というのは大半が借金返済、住宅あるいは車等含めた借金返済に大幅に回ることが一つありますし、それから、仕送りや耐久消費財の買うことなんかも予定されて場合もあろうかと思ひますけども、一人当たり7万数千円であります。これが地域経済に大きく影響を与えるかという、それでは通常の消費に回ったのが、7万3,000円分のうちの何%が通常の地域の消費に回っているかというのはちょっと押さえにくいですが、通常の本俸と違ひまして手当の部分で言ひますと前段申し上げたような割合で、影響は間違いなくあろうかと思ひますけども、削減額全額が地域経済に影響あるということまでにはならないのではないかと。ただ、基本的には借金返済等にかなり大幅等にカットされますから、需要の高い分は減収してしまうという意味で地域経済には影響があるのではないかと思ひます。ただそれは、全体調査してみないと、影響度については何ともいえないですけども、想像でいうとそういう話になるかと思ひます。

それから、総務省から指導があったのではないかとということですが、今のなかで厳しい指導とかありませんけども、いわゆる公務員給与の仕組みについては、ご案内かと思えますけども、従来から人事院勧告が出て、いわゆるプラス回答をしなければならないときには、その分は交付税で措置をされます。当然それから想定しますと、減った分については交付税から減額の措置をとられるということになりますから、基本的には勧告出た部分についていえば、素直な対処をしていかなければ、新たな財政出動を凶らざるをえない。簡単にいいますと、今回2,260万円ほどの金をカットをしておかないと、これをカットしないとですね、支給で2,260万円支給して、交付税で2,260万円またカットされますから、合わせて4,500万円ほどの財政出動になるということになりますから、当然私もからすれば耐えがたきを耐えながらでもですね、こここのところの整理をしなければならないなど。

それと、もう一つは組合との話し合いですけども、従来は国家公務員準拠という話で、長い間以前はしておりました。しかしながら、国家公務員準拠という形だけでは、多くの町民の皆さんや国民の皆さんになかなか理解してもらえない。最近の話し合いの土台は民間準拠という話になってますし、前にも私議会で話しましたが、まだいわゆる地域準拠にまでいってないのですけども、我々取り巻く環境からすると、まさしく国交準拠以上に民間準拠せざるを得ない。更に言えると、地域の状態に準拠するのが住民の皆さんが求めているひとつのあり方だなと。組合の話としては、まだ地域準拠まではいきませんが、ほぼ民間準拠までいかざるを得ないと。理解を得るためにはそういう努力もしなければならないということで、そういう理解の上で、交渉を繰り返して本日の状態になっております。

不足分があったのは、町長のほうから答弁していただきます。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） それでは、大体、どういう状況の中で決まってきたのかというのは分かりましたので、あと二つだけ単純な質問をしたいのですが。

（何か言う声あり）

○議長（鈴木裕美君） 一括です。深見君。

○11番（深見 迪君） 今の答弁に関わってね。

その程度、分かっていますので。

組合との話し合いがね、さっきのご答弁では、非常にすんなりね理解をいただいたような感じに聞こえたのですけどもね、職員とか職員組合のなかでね、席上で不満とかね問題点とかなかったのかというのを具体的に聞きたいのですよ。それが一つです。

それから、さっき異例の話が出ましたけどもね、私がもっとも異例だと思うのは人事院というのはね、公務員労働者のね、様々な権利がね、取られて、その見返りとしてね、その代わりとして人事院制度が設けられたわけでしょ。そうすると、人事院の中で従来ね、これこれこういうなかでね、この勧告をしますよというね、崩しちゃいけないのだと思うのですよね。でも、今回崩しちゃったわけですよ。その辺はどういうふう考えているの

かなと、この二つだけ。次の質問はしませんので。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えいたします。

最初に、二点目のほうからちょっとご説明したいと思いますけども、基本的には人事院勧告制度についてご案内のように、私どもも制度そのものについては同じ理解をしておりますし、多分職員の皆さんも同じような理解をしています。

従いまして、ただ、この人事院勧告制度が時代とともにどのように動くかということが、変化しているのも多分事実だと思います。原理原則的な解釈で済んでいる時代もありましたし、まったく意にそぐわないような勧告制度、いわゆる労働基本権との代替との問題でいうと、なかなか納得しがたいなかでも進んできた経過もあります。今日的にいきますと、多分議員の指摘からすると、納得しかねるようなかたちになっているのではないかと、指摘ではないかと思いますが、その部分についてはこれは職員のみなさんのなかでもですね、同じこと考えている方がいると思います。団体交渉のなかでその話については今は、基本的に人事院の良いとか悪いとかというのは、例えば標茶町長との交渉でやっててもですね、基本的にはちょっと、我々もそう感じると言っちゃったらそれで終わっちゃうわけですね。ところが、このおかしいことをどうやって自分たちの期待する制度に向かわすかということになれば、標茶町長と職員組合で話ししても、らち明かないですね。是非皆さんのところも、中央でがんばるように言ってみてください、とかっていう話しか出来ないわけですね。その辺でいえば、お互いにその辺、いわゆる人事院勧告が基本どおりになっているかなっていないかというのは、その時代時代、時々によって変化しているということを、双方で認めざるをえない。今日的に言えば、今日の状況について期待していなかったことが出てきたわけですから、そういう面ではそういう話があるかもしれませんが、ただそれは、この問題について提案するとかしないとかの論点ではないのではないのかなというふうに思います。それと、職員団体の職員が一人一人がというのもありますけども、これ我々としては、あくまでも職員団体の責任者といいますか、組合を対象で話し合いをするという形。ただ、ここ何年か前からですけども、いわゆる管理職である職員の方から、我々は何も聞いていないという、お叱りを受けたことがあるものですから、一応町長名で管理職会にこういう形の今予定をしているという形で、ご理解を求める要請書を管理職のほうにも出しております。そういった面で理解を得る努力をさせていただいております。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木裕美君) 起立多数であります。

よって、議案第32号は、原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(鈴木裕美君) 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(鈴木裕美君) 以上で、平成21年標茶町議会第3回臨時会を閉会いたします。

(午後 2時19分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 15番 平川昌昭

署名議員 1番 田中進

署名議員 2番 黒沼俊幸